



飯網町告示第25号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、飯網町景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年2月22日

飯網町長 峯村 勝



1 景観計画の名称

飯網町景観計画

2 景観計画を定める区域

飯網町全域

3 効力の発生する日

令和4年4月1日

4 縦覧場所

飯網町大字牟礼2795-1
飯網町役場建設水道課